

いじめ防止マニュアル

喜多方市立第二小学校

1. いじめの定義

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

※ いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から以下のとおり定義されている。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

（文部科学省の定義）

2. いじめに対する対応

（1）いじめ防止について

① いじめ防止についての学校全体の取り組み

ア いじめ対応についての体制、組織化の設置

- ・ 生徒指導委員会の活用
- ・ 学年会の推進

イ いじめに関する全職員による共通認識

- ・ 児童の人権に対する意識

教師の言動が「正義感」や「思いやり」を育てる。
反面、教師の言動がいじめを生む要因となる場合もある。

- ・ いじめを許さない教育活動の推進
（基本的生活の育成…学校行事・児童会活動・課外活動などあらゆる場で）
- ・ いじめの早期発見・早期対応（情報を得たときの対応も含む）

□「いじめの芽」や「いじめの兆候」もいじめであるという共通理解の上、組織で認知し対応する。→ いじめ見逃し〇

ウ 教育相談体制の充実及び研修

- ・ 低右記的な教育相談の推進
- ・ スクールカウンセラーによる研修の推進

② いじめ防止についての学級の取り組み

- ア 学級経営の充実
- イ 生徒指導の機能を生かした教育活動
- ウ 道徳の時間の充実
- エ 学級活動の充実

③ いじめ防止についての家庭との連携

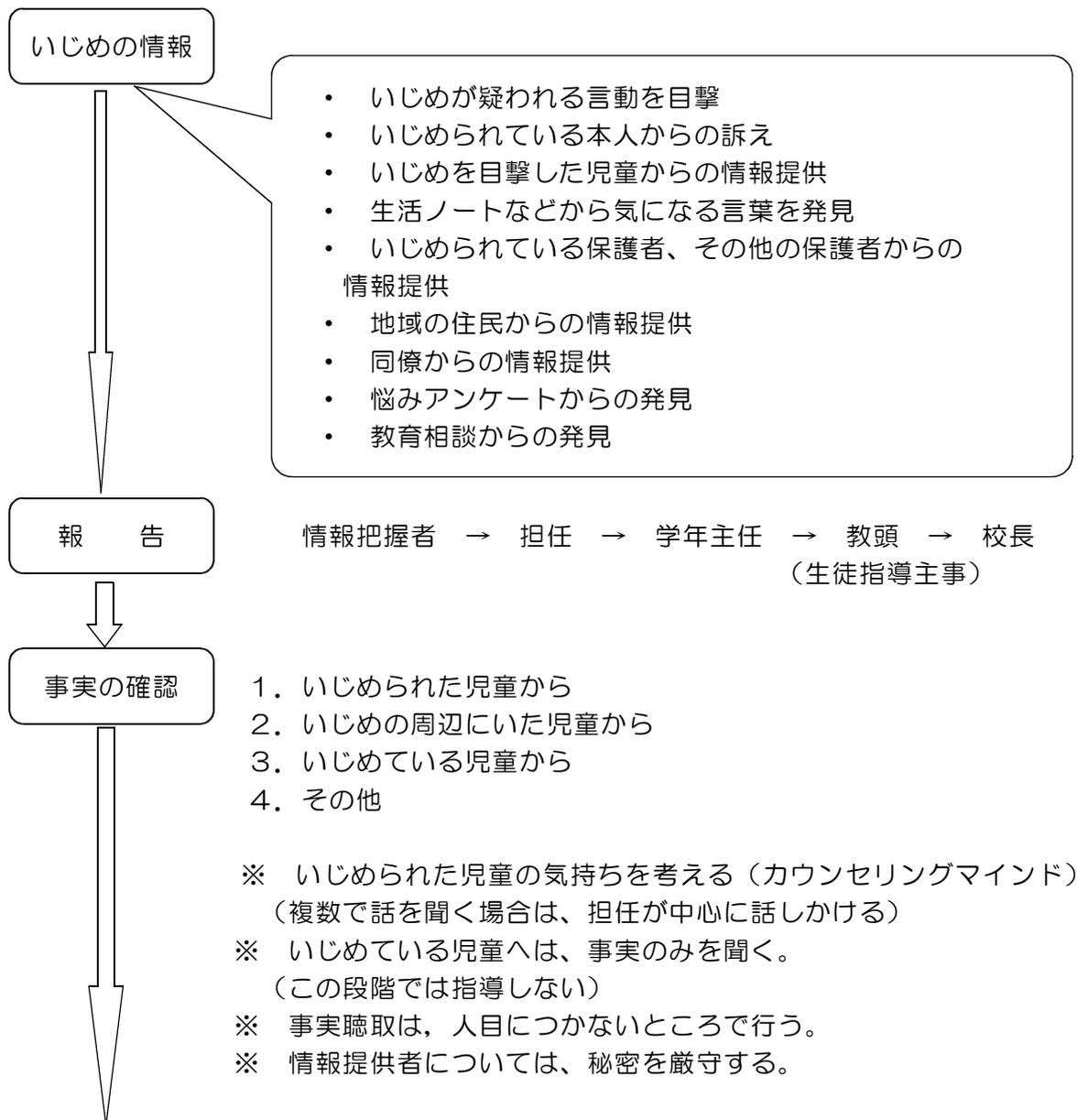
- ア 学級通信・学年通信などによる教育活動の公開
- イ いじめに対する啓発

④ いじめ防止についての地域・関係機関との連携

- ア 市教育委員会との連携
- イ 喜多方警察署との連携
- ウ 児童相談所、その他との連携

(2) いじめ発生時の対応について

① いじめの情報が入った場合の対応



※ 多面的な情報の収集を図り、事実を明らかにし、次のことに気をつける。

- いじめられている児童といじめた児童を同じ場所で聴取しない。
- 注意、叱咤、説教はしない。
- 双方の言い分だけを聞いて、すぐに仲直りを促すような指導はしない。
- 謝るだけで終わるようなことをしない。
- 当事者同士の話し合いによる解決はしない。

※ 聴取で帰宅が遅くなったら、自宅まで送り届け、事情を保護者に説明する

経過観察

② いじめが明らかになった場合の対応

いじめ対策委員会の設置

※ 構成員…生徒指導委員会の構成員、該当担任
(スクールカウンセラー 他)

保護者への説明

※ いじめの被害者に対して…家庭訪問
(校長・教頭・学年主任・担任)

※ いじめの加害者に対して…来校依頼
(校長・教頭・学年主任・担任)

- 事実の説明
- 今後の具体的な対応について

教育委員会への報告

- いじめの発生と経過 (学校の具体的な対応)

指導・支援

- いじめの被害者への支援…いじめを受けた苦しみの共感
- いじめの加害者への指導…自己の行為の振り返り、触法行為の自覚
- 観衆・傍観者への指導…自己の行為の振り返り、人間としての行為

経過観察

※ いじめの被害者、加害者、学級集団などの経過観察

(3) 連携の強化

- ① 該当児童の保護者との連携
- ② 学級全体の保護者との連携 (PTA)
- ③ 教育委員会との連携
- ④ 児童相談所、警察、民生委員との連携
- ⑤ 医療機関、スクールカウンセラーとの連携